

会 議 録

会議の名称		令和 7 年度つくば市障害者自立支援協議会第 1 回こども部会		
開催日時		令和 7 年 9 月 4 日(木) 13 時 30 分～15 時		
開催場所		つくば市役所 2 階 会議室 202		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	根本希美子、金森祐輔、大塚かおり、吉田美恵、井坂美津子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、菅野慎也、飯島弥生、新谷幹英、中島澄枝		
	その他			
	事務局	飯田室長、松本医療係長、片桐主査、荻谷（拠点コーディネーター）		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2 名
非公開の場合はその理由				
議題		・ 保育所等訪問支援事業について～現状と市の取組み～ ・ 意見交換		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 3 協議事項 5 閉会	2 部会長あいさつ 4 その他		
〈審議内容〉 1 開会 （事務局）：飯田室長				

定刻となりましたので、「令和7年度つくば市障害者自立支援協議会第1回こども部会」を開会いたします。

本日は、公私共にお忙しい中、全体会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2 あいさつ

(事務局)：飯田室長

開会にあたりまして、飯島部会長より挨拶を申し上げます。

(飯島部会長)

参加いただいた皆様に感謝申し上げます。本日は令和7年度の第1回こども部会です。10年前に設立された保育所訪問支援について議論を行います。今日は現状について話し合い、意見を交換し、次回の部会につなげたいと考えています。ご協力をお願いします。

(事務局)：飯田室長

飯島部会長ありがとうございました。

3 協議事項

(事務局)：飯田室長

続きまして次第3「協議事項」に入らせていただきます。

これからの会の進行につきましては、飯島部会長、よろしくお願いいたします。

(飯島部会長)

それでは始めさせていただきます。内容に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図るということを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」によりつくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

—拍手—

ありがとうございます。最初に、事務局より本日の資料の確認をお願いいた

します。

(事務局)：飯田室長

はい、事務局からお手元の資料について確認いたします。

(資料)

① 本日の次第

② 資料 「保育所等訪問支援事業」とは

以上を御準備させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。配布資料については以上です。

(飯島部会長)

それでは協議事項の内容に入りたいと思います。

障害福祉課福祉連携係松本医療係長から「保育所等訪問支援事業について～現状と市の取組み～」について、ご説明、よろしくお願いいたします。

(松本医療係長)

つくば市で保育所等訪問支援事業の訪問支援員をさせていただいています、障害福祉課の松本と申します。

本日は、障害福祉サービスの1つである保育所等訪問支援という事業について、事業の概要とつくば市で実施していることについて説明させていただきます。

お手元の「保育所等訪問支援事業とは」の資料に沿って説明させていただきます。

—資料に沿って説明—

(飯島部会長)

ありがとうございます。ご発表いただいたお話について何か質問や等あればと思いますが、いかがでしょうか。

(吉田委員)

訪問支援を実施する訪問支援員の方は、障害児支援に関する豊富な知識と経験を持っている必要がありますが、その条件は具体的に記載されていません。

具体的にどのような資格や経験が必要なのか、詳細に教えていただけますか。

(松本医療係長)

特に資格とかのしぼりはなく、障害児支援に携わって年数経過している方、何年か実際の支援に携わっている方であれば訪問支援員になれるような形になっております。令和6年度に障害福祉サービスの報酬改定がありましたが、訪問支援員の経験年数によって報酬の単価が異なる制度も導入されています。詳細な資料は執務室にあるため後程、ご報告します。

(飯田室長)

追加として、専門職の方だと単価が上がるようにはなっています。基本的には経験年数によって、訪問支援員として勤務することができる形になっております。

(吉田委員)

訪問支援を行う事業所は、自主的にこのサービスを行いますというものです。市からの指定ですか。

(飯田室長)

事業所が自主的に取り組みたいと考え、茨城県に指定の申請を行い、承認が下りれば事業として始められるというイメージです。

(吉田委員)

わかりました。ありがとうございました。

(飯島部会長)

他はいかがですか。

(篠崎委員)

つくば総合福祉センターの篠崎です。ご説明ありがとうございました。2点お伺いしたいことがありまして、保育所などの訪問支援において受け入れが拒否される場合があると書かれていましたが、実際にどのような理由で拒否され

ることがあるのか具体的な例が述べられることがあるのか、それともう 1 つは…。とりあえずその点について伺います。

(松本医療係長)

拒否される理由について具体的なところまでは伺いしていませんが、訪問される側としては個人情報の保護などを懸念事項があるかと思います。また、園によっては、ちゃんと園の中で支援しているので大丈夫ですというスタンスを持っているところもあります。また、学校側でも学校によって受け入れの拒否がある場合がありますが、その一つ一つの断られてしまう細かい理由まで把握できていない状況です。ただ、こちらとしては、訪問先に受け入れてもらえるだけの説明をしっかりとしていけるといいですよということを話しているところです。

(篠崎委員)

ありがとうございます。思い出しました。私たち相談支援事業所も同様な理由で多くの断りを受けることがあります。学校側からすれば、保育や教育と福祉の連携は難しい部分があるかもしれません。福祉の側も言い方的に教育に入りがちになることもあるので懸念されるのかもしれないなと思っているところです。関わるが多いため、誤解されることがあるかもしれません。具体的な支援に入った際に、相手方が保育園などで対応してくれる担当者は、現場の職員なのか、管理職なのか、どちらが多いのか気になっています。

(松本医療係長)

私の経験からですと、両方あって、園によってという形になりますが、園に連絡させていただく時には、まず 管理職の先生に連絡を取らせていただいて、実際に支援が始まった後は、担任の先生とのやり取りということが多くなってきます。また、加配がついているお子さんだったりすると、加配の先生とやり取りさせていただくこともありますが、必ず担任の先生も交えてという形で対応していただいているところが多いです。

(篠崎委員)

ありがとうございました。

(飯島部会長)

今の拒否に関する議論について、様々な立場の方がいらっしゃるため、皆さんの意見をお伺いしたいと考えていますが、その前にもし質問があれば、一度お話しいただけますか。よろしくお願いします。

(吉田委員)

これは、保育所だけでなく学校にも行ける事業だと聞いておりますが、どれくらいの件数の利用が、1年間であるのか教えてください。

保育所で何件、小学校で何件というのがありますか。

(飯田室長)

利用実績は、執務室にあるので、今お持ちします。少々お待ちください。

(吉田委員)

もう1つは、保育所だけじゃなくて幼稚園も対象になりますか。

(飯田室長)

対象になります。

(飯島部会長)

他に何か聞いておきたいこととか確認したいことはないですか。

(吉田委員)

この事業所は多分、放課後デイも行っているところが多いと思いますが、放課後デイの利用とは別に、保育所等の訪問支援だけのために利用することも可能なのでしょうか。個々の施設に登録する必要があると聞いたことがあります。ここの施設の利用と施設訪問支援事業は別なのか、一緒なのか教えていただけますか。

(飯田室長)

制度上は別になっていますが、同じ場所での運用が多くなってしまっている

のかなと思います。そもそも指導に行くというのが、一応メインになるため、どこかしら(の事業)で支援がうまくいって、それを学校と、保育所等訪問支援で同様にしていきたいという思いがないと、あんまり支援に入ることはないのかなと思います。ただし、逆につくば市で運営している事業所では、保育所等訪問支援だけで入っているということもあります。一般的には、複数のサービスを組み合わせている事業所が多いと認識しています。

(飯島部会長)

金森委員のところは、この事業は、行ってないということでしょうか。

(金森委員)

この議題はかなりタイムリーであり、これからものすごく必要性を感じています。数年前までは、こういう問題はあまりなかった。というのは、保育所に通いながら両方通っているというケースはすごく少なかったんです。うちでも4～5年前は事業所でも保育所に入りながら通う子は2人とかでした。今は、ものすごく増えています。ほとんど保育園から通う子が増え、このような事業をすることも検討しています。ただ、人員の問題など様々な課題があり、現時点では実施していませんが、任意で保育園・幼稚園は訪問したり、保護者の確認を取りながらそれは行きます。ケース会議もあるし、ちょっと帰りに見に行ってみて様子を見て担任の先生とお話したり、園長とお話したり、そういうケースもすごくあって、先ほどの拒否されるという話も、3日前くらいに面談があった時に、うちの事業所以外で3か所の事業所を使っているお子さんがいるんです。保育園に通いながら3か所の事業所に通っているんです。そうなってくると連携しなくちゃいけないじゃないですか。私のほうで提案して保育園の方にケース会議とか担当者会議とかできるはずだから、保育所等訪問支援の事業所ではないので、こちらから直接はあまり動けないのですが、相談支援の人が中心になれば動けるので、それを保護者が相談支援の方に提案しました。そうしたら、3か所の事業所のうち、一か所だけ保育園に送迎していない事業所のた

め、事業者の顔がわからないというんです。うちは保育園の送迎しているんですね。先生と毎回会うんです。ほかのもう一つの事業所も。三つ目の事業所は、保護者が事業所の送迎をしているので、保育園が、その事業所のことは何も知らない。その場合、個人情報の観点から難しいという風にちょっと断られてしまったというケースがちょうど2～3日前にありました。今日、この話があるということで、その場合、どういう風に対応すべきなのか、絶対対応すべきなのに、保育園の方からそんな風に言われてしまったということです。一つ気になるのは、放課後等デイサービスは、教育局の方が結構動いてくれると、案外ケース会議とか担当者会議がスムーズにいくんです。幼稚園、保育園の場合、行政の方で「やってください」とか、「自分たちも参加するから」といった保育園を担当している幼児保育課のような担当部署のところがないと、ちょっと難しいのかなというのが実態としては感じています。

(飯島部会長)

今のお話を整理すると、1ヶ所保育所への送迎をしていないので保育所の方との面識がないということで、担当者会議をするにあたって、その事業所側に情報が流せないということで共有できませんっていうような断られ方で、その児童さんは相談支援員はついてはいるということでよいでしょうか。ちなみにその保育園は公立保育園でしょうか。

(金森委員)

公立保育園です。先ほどあったのですが、園長の考え方によってもまるっきり違ってきます。現場の先生たちは、結構話聞きたいとか、案外あるので、すけども、園長先生が、「うちはいいです」「ちょっとそれは個人情報で困ります。」と言うと入れなったり、「ああ、いいですよ。」と園長みずからが事業所の子どものために事業所を探して、電話したり訪問してくれたりするところもあるのです。

公立でも、本当に小学校によっても、幼稚園保育園によっても全然違うので、

難しいところですが。

(飯島部会長)

お顔が見えない事業所さん以外だったら担当者会議は、実施できるということですかね。

(金森委員)

私が直接話してないのですが。だからそこら辺で、次にでもその展開をしてしまうと、1つの事業所が共有できないので、やっぱりそこが入らないと、進まないと思います。

(飯島部会長)

そのあたり、相談支援員の方々から、何かまた違う見え方意見とかありますか。

(原口委員)

私は、今保育所等訪問支援に携わっていないのが現状なのですがけれども、先ほど飯島部会長から意見を求められた際、個人情報の取り扱いについて発言したいと感じました。保育所に限らず、福祉や医療など、さまざまな機関が連携する際に個人情報の扱いは大きな課題となると考えています。たとえば、私たちの法人が市町村に情報提供や連携を依頼した際に、十分な情報を得られなかった経験があります。このような状況では、どのように連携を進めるべきか悩むことが少なくありません。大規模な病院などであればスムーズに対応してもらえる場合もありますが、私たちのような社会福祉法人では対応が難しいと感じられているのかもしれません。

(飯島部会長)

ありがとうございます。他の相談員さんはよろしいですか。

(武田委員)

先ほどの金森さんのお話によると、おそらく相談支援の場で個人情報に関する同意書を取得しているはずです。そのため、それを活用することで問題が解

決できる場合もあるかと思います。

私自身、多分野での連携が難しいと感じる場面では、個人情報が誰のものかを考えると、それはお子さんやそのご家族の情報であることがほとんどです。その際、親御さんが積極的に動ける場合は、まず親御さんに連携先の事業者に働きかけてもらい、「親御さんが了承しているのだから問題ない」という流れを作ることで、結果的に連携がスムーズに進むことがあります。このような取り組みの後に相談を行うことで、「では参加します。」といった前向きな返答を得られた経験もあります。

一方で、こうした方法を試みても、実際の理由としては「忙しくて協力できない」などの事情が背景にある場合も考えられます。しかし、そのような場合でも、個人情報に関する懸念が表面上の理由として挙げられることがあるため、先述の方法を活用することで、比較的スムーズに会議や連携を進められることが多いと感じています。

(飯島部会長)

はい、ありがとうございます。

(金森委員)

今のお話を受けて、私たちの取り組みについてお話します。保護者の方が最初に保育園に確認を取るようお願いする場合、保護者がそれ以上積極的に動くのが難しいケースが多いと感じます。保育園にお子さんを預けている状況では、保護者として強く要望を出しづらいという事情もあるためです。そのため、この段階で話が停滞してしまうことがあります。

そこで、相談支援員の方に話を持ちかけた際に、どれだけ積極的に動いていただけるかが重要になります。しかし、現在の相談支援員の方々は非常に多忙で、私たちも相談支援員を探している状況であるため、スムーズに次のステップへ進めない場合もあります。

私たちの法人では、個人情報に関する同意書を取得し、協力機関や連携施設との情報共有を進めています。このような取り組みを通じて、保育園側との円

滑な連携を目指しています。ただし、波風を立てずに協力関係を築くことが理想であり、双方が協力的な姿勢を持つことが大切だと感じています。

一方で、連携を進める上で一定の「強制力」が必要になる場合もあります。もちろん、強制力という言葉が適切でないかもしれませんが、連携は義務であるという意識を関係者間で共有することが重要です。この点について、担当者会議を開く際にどの程度の強制力があるのか、私自身も明確には分かりません。ただ、連携を進める必要性は明らかであり、この点については学校や保育園、幼稚園との温度差が課題として残っていると感じます。幼稚園や保育園では、まだ十分に進んでいない部分もあるため、その点を踏まえてどのように進めていくべきか、皆様のご意見を伺いたいと思います。

(根本委員)

それでは学校側の方としては、新谷委員、中島委員はいかがですか。

(中島委員)

金森さんが先ほどおっしゃったように、私も金森さんが関わっておられるお子さんのサポートに同席させていただいたことがあります。その際、学校の対応についても多くのことを感じました。学校の中には、理解が進んでいるところもあれば、まだ訪問支援の経験がないために慎重な姿勢を取るところもあります。特に、訪問支援を大々的に行っていない学校では、関与に対する不安を抱える場合もあります。

一方で、支援が進んでいる学校では、療育中のお子さんの様子を共有したり、児童クラブでの異なる姿を知ることができたりするため、複数の職種が関わる場面が生まれています。その結果、親御さんから感動の言葉をいただくこともありました。

ただし、経験がない学校では、個人情報取り扱いに関する懸念だけでなく、同じクラスにいる他のお子さんにまで影響が及ぶことへの不安の声が挙げられることがあります。例えば、「あの子も心配だよね」といった話が出るのではないかという懸念です。しかし、実際にはそのような心配は不要であり、この

支援は対象のお子さんのために行われるものだと説明することが大切です。

金森さんと一緒に取り組んだ際には、最初は校長先生もご心配されていましたが、最終的には「支援を受けて本当に良かった」とおっしゃっていただきました。このような理解を広めていくことは、私たちの重要な役割だと感じています。

また、教育局は幼稚園と学校を所管しているため、公立幼稚園については私たちが責任を持って進めていかなければならないと考えています。この課題に対して、より積極的に取り組んでいきたいと思います。

(飯島部会長)

保育所はどちらの部署が担当になりますか。

(中島委員)

保育所は幼児保育課になります。

(新谷委員)

特別支援学校の新谷です。

連携の重要性については、本当に大切だと感じています。一方で、連携には難しい部分もあると思います。しかし、うまくいくケースを見てみると、誰かがリーダーシップを取っていることが多いように感じます。

必ずしも学校がリーダーシップを取る必要はなく、例えば金森さんのような方がリーダーシップを発揮し、その上で学校を巻き込んでいただくという形でも良いのではないのでしょうか。実際に成功している事例を見ると、そのような流れで進んでいることが多いように思います。

今回のお話を伺いながら、そのようなことを改めて感じた次第です。

(飯島部会長)

今の中島委員のお話を伺って、私も過去の経験を思い出しました。私は理学療法士として普通小学校に行った際、校長先生から「何のために来るのか」と尋ねられたことや、周囲の方々やお子さんたちとの関係性について話し合いを重ねた経験があります。当時、数日間にわたってやり取りを行い、最終的には

支援の方法を共有できるようになりました。それが実現できたのは10年以上前のことですが、今でも印象に残っています。

連携全般に言えることですが、こちら側が「こうしたい」と強く思っているも、相手にその意識がなかったり、理解が不足していたりするケースは少なくありません。そのため、誰かがそのギャップを埋める役割を果たす必要があります。新谷先生がおっしゃったように、最終的にはそのような理解の橋渡しをすることが求められるのだと思います。

また、民間の立場から見ると、公的な立場の力を借りる必要がある場合もあります。そうした公的な後押しがあることで、連携がよりスムーズに進むと感じています。

(金森委員)

相談支援員の方が中心的な役割を果たすべきだと考えています。しかし、現在の状況を考えると、相談支援員の方々には非常に多くの負担がかかっており、その全てを担うのは難しいのではないかと感じます。実際、連携のやり取りが増えることで、支援員の方々に過剰な負担がかかり、大きな負荷となってしまうことが容易に想像されます。

そのため、こちらが過度に積極的に依頼を進めてしまうと、結果的に相手に迷惑をかけてしまう可能性もあります。場合によっては、対応が難しくなり、関係が悪化してしまうリスクもあるでしょう。一方で、お子さんのことを最優先に考えれば、遠慮せずに行動すべきだという考え方もあることは理解しています。

ただし、このバランスを取ることが非常に難しいと感じています。支援員の方々の負担を考慮しつつ、効率的かつ効果的な連携を進める方法を模索する必要があると考えています。

(飯島部会長)

相談員の皆さん、いかがでしょうか。こちらからの働きかけについて、お気

遣いが不要な場合もあるかもしれませんが、そうではない場合もあるのではないかと思います。

ただし、相談員の業務範囲が明確に決まっているわけではないため、対応はケースバイケースになることが多いと感じています。そのため、どのように進めるべきかについては、状況に応じた判断が必要だと思います。すみません、私の考えがまとまらない部分もありますが、皆様のご意見を伺えれば幸いです。

(菅野委員)

今日、松本さんのお話を伺い、改めて感じたことがあります。それは、相談支援専門員自身が保育所等訪問支援についてしっかり理解を深めることが重要だということです。この理解が不足している場合、連携の実現には至らないのではないかと改めて感じました。

また、せっかく連絡会が立ち上がったのであれば、相談支援事業所と保育所等訪問支援事業同士が顔の見える関係を築いていくことが大切だと思います。これにより、お互いの現状を知り、理解を深めることができるでしょう。その結果、調整が必要な場面でもスムーズに進められる可能性が高まると考えます。もちろん、それぞれの事業所が置かれている状況によって調整の仕方は異なるため、一概には言えませんが、まずは相談支援事業所に相談を持ちかけていただければと思います。

私たちも、できる範囲で調整を行う努力をしていきます。その上で、コーディネーターとしての役割を明確にし、連携を進めることが重要だと考えています。まずは顔の見える関係を築き、それを基盤に連携を深めていくことが大事だと改めて感じています。

(新谷委員)

はい、支援学校の新谷です。相談支援員の方々を少し弁護させていただきたいと思います。先ほど「連携」というお話が出ましたが、今日の議題である保

育所等訪問支援については、事業所が保護者から依頼を受け、その事業所が子どものいる集団に指導を行うという仕組みになっています。そのため、そもそも相談支援員が直接関与する場面は少ないのではないかと考えています。

もちろん、連携は重要だと思います。しかし、今回の議題においては、保育所等訪問支援をどのように有効活用していくかをまず考える必要があると感じています。その上で、連携を進める際には、相談支援員の力をうまく活用しながら進めていくという理解が適切ではないかと思っています。

このような視点で議論を進めることが、より実効性のある結論に繋がるのではないのでしょうか。

(金森委員)

今回の議題は、保育所等訪問支援に関する現状についてです。資料にも記載がある通り、現在この支援を実施している事業所は非常に少ない状況です。実際、ある保護者の方からは、保育所等訪問支援を提供している事業所に依頼した際、「忙しくて訪問ができない」と断られたという話も伺っています。

現実的には、私たちが児童発達支援の中で保育所等訪問支援を正式に受けていない場合でも、保護者との関係の中で保育園や幼稚園を訪問し、様子を見たり、求められればアドバイスをしたりしています。ただし、それは保育所等訪問支援のような正式なシステムとして動いているわけではなく、あくまで平行的な立場での関わりに留まることが多いです。

現状として、他の児童発達支援事業所がどの程度の頻度で保育園や幼稚園を訪問しているかは正確には分かりませんが、事業所が訪問できる体制を整えることがまず必要だと感じています。この資料にある数字からも分かるように、保育所等訪問支援を実施できる事業所が少なすぎるというのが現実です。

もちろん、現在通っているお子さんのために訪問を行うケースはあるかもしれませんが、「事業所がやっているから」といって電話一本で訪問してもらえないわけではありません。基本的には、訪問が行われるのは極めてまれな状況です。

そのため、保育所等訪問支援を議題とする際には、保育所等訪問支援を行っていない事業所に対しても訪問できる体制を構築する重要性を同時に考えるべきではないのでしょうか。

(飯島部会長)

このシステムは、やはり積極的に活用していくべきだと考えます。ただし、現状では活用する際に多くのハードルがあるように感じます。そうした課題をどのように解消していくかが重要だと思います。

ここで1つ質問なのですが、この保育所等訪問支援について、先ほど金森さんのご発言では、マンパワーの不足が原因で事業所が申請できていないという状況を挙げられていました。このサービスを実施するための指定要件にはどのようなものがあるのでしょうか。具体的な条件について教えていただけると助かります。

(飯田室長)

指定要件についてですが、基本的には児童発達支援の要件とほとんど変わりません。ただし、訪問支援員が訪問支援専任として勤務する必要があります。そのため、例えば常勤の職員が訪問支援を兼務すると、その方が常勤としての扱いではなくなってしまうという点が課題となる場合があります。この点が、事業所にとってネックになっているのかもしれません。

ただし、指定要件自体はそれほど難しいものではありませんので、要件そのものが大きな障壁となっているわけではないと考えています。

非常勤の方を訪問支援に配置すれば、基本的には問題なく対応できると思います。ただし、その分、元々の支援業務を担当していた場合には、その方が支援員としての人数に含まれなくなってしまうです。

その結果、例えば支援員の不足が発生した場合、加算が取れない、あるいは人員配置基準を満たせないといった問題が生じる可能性もあります。この点については、事業所ごとの人員配置計画に大きく依存する部分だと思います。

(飯島部会長)

井坂委員、取れる要件を満たしている事業所をお持ちかと思いますが、あえて申請されていない理由や、何かハードルとなる要因があるのでしょうか。

(井坂委員)

確かに、私たちの事業所では要件を満たしており、申請すればサービスを正式に取ることが可能です。しかし、現在のところはすべてサービスとして対応している状況です。依頼が非常に多く、例えば「保育所に入るので保育園に行ってもらえますか」といった要望をよくいただきます。

また、医療的ケアに関しては、現場で直接的な指導を行うのではなく、必要な内容を文書にまとめて看護師さんにお渡ししたりする形で対応することが多いです。このように、文書での対応が中心となる場合もあります。

一方で、私自身、現在の需要の数を早く把握したいという気持ちがあります。現状では、事業所が自主的に行きたいと思って動くのではなく、保護者や関係者からの依頼を受けて対応する形がほとんどです。この点についても課題として感じています。

(飯田室長)

本来は、保護者からの依頼を受けて、保育園や幼稚園、学校などで心配事がある際に支援に入るという形が正規の流れです。しかし、正直なところ、これまでに事業所側が利用者に「これを申請してきてほしい」と依頼し、利用者がその目的をよく理解しないまま申請に来るというケースもありました。

そうしたケースが全くなかったとは言えませんが、本来の目的や趣旨を踏まえた上で、適切に支援を行うことが重要だと感じています。

(井坂委員)

利用実績の人数聞いてもいいですか。

(松本医療係長)

令和6年度の実績についてお伝えします。市全体での保育所等訪問支援事業における受給者証の支給決定数と支援実績は以下の通りです。

まず、受給者証の支給決定数は全体で82人。そのうち未就学のお子さんが42人、就学のお子さんが40人でした。一方で、実際に支援が提供されたお子さんの数は51人で、その内訳は未就学のお子さんが34人、就学のお子さんが

17 人となっています。

つまり、受給者証が発行された 82 人（実人数）のうち、実際に支援を受けたのは 51 人（延べ人数）ということになります。この差について、なぜ支援が行われなかったのか、具体的な理由については現時点で把握できておりません。

（吉田委員）

保育所等訪問支援が、これほど多く利用されているとは思っておらず、驚いています。実は、1 週間前にあった私自身の経験を少しお話しさせていただきます。

小学校 1 年生のあるお子さんについてのことです。その子は学校で非常に困難な状況にあり、本人も学校に行きたがらない一方で、学校側も対応に苦慮していると聞きました。現在、その子は私たちの事業所が運営している「ベルガクラス」という放課後デイサービスを利用しており、利用開始から 1 ヶ月ほどです。

今回、その子の保護者から「保育所等訪問支援を利用したい」との相談がありました。ただし、保育所等訪問支援を利用するために別の事業所にも登録が必要な状況で、さらに相談支援の手続きが必要とのことで、私自身に依頼がありました。この件に対応する中で、保育所等訪問支援について深く理解する機会を得たのですが、正直なところ、このサービスの重要性を改めて実感しました。

これまで、私たちの事業所では保育所等訪問支援を実施しておらず、対応は難しいと考えていました。しかし、今回の経験を通じて、このサービスがいかに必要とされているかを痛感しました。そして現在、来年度に向けて、人員の整理や体制の構築を検討しているところです。

保育所等訪問支援については知識としては知っていましたが、これだけ多くの方が利用しているとは知らなかったため、非常に驚いています。本日はこのような場を通じて多くを学ぶことができ、大変勉強になりました。ありがとう

ございます。

(井坂委員)

他の市町村の例を参考にすると、先ほどの連携や保育園が受け入れを拒否するといった課題も解決の糸口が見つかるように感じています。私はつくば市で入所判定会議のメンバーを務めていますが、他の市町村でも同様の会議に参加しています。

他の市町村では、入所判定会議の際に、保育園、相談支援員、訪問看護ステーション、行政、子ども課、さらにはドクターや専門職の事業者が一堂に会し、入所前から具体的な支援について話し合います。一方、つくば市の場合は比較的少人数で行われており、保育園、ドクター、私、担当課が主なメンバーです。

他市町村では、入所判定会議の前に保育園での体験が必須とされており、保護者も参加します。私も必ず体験に同席し、集団生活の様子を確認するとともに、保護者と直接コミュニケーションを取り、信頼関係を築くようにしています。このような事前準備を通じて、会議の間ではスムーズに話し合いが進むケースが多いです。

会議では、保護者の意見を重視しつつ、専門職としての見解を共有します。例えば、特別支援学校での個別支援と集団生活のメリット・デメリットを比較し、保護者が納得の上で選択できるようサポートします。また、入所後の支援体制についても、訪問看護や保育所等訪問支援の必要性を議論し、具体的な支援枠組みを決定します。

このように、入所前から多職種が連携して支援体制を整えることで、入所後の連携が非常にスムーズになり、問題が起きにくい状況が作られています。つくば市でも、就学前の段階から専門職が連携し、支援を計画的に進めるシステムを構築することで、より子どもたちにとって良い環境が整うのではないかと感じています。

(松本医療係長)

保育所等訪問支援は、「インクルージョン」というところと「アウトリーチ」という視点があって、本来そのお子さんが過ごす集団で生活をしていけるところに向けて、どう支援していくかというところもすごく大事にはなるかなと思っています。「大きな集団では適応しにくいところがあるから支援していきましょうね」というところと、「小さな集団では何となく積めてきているけど、あとは大きな集団じゃあどういう風に過ごしていこうか」というところで、児発事業を卒業して、というか児発事業から大きな集団の方に行ってアウトリーチに向けて支援していきましようかというところの目的も、保育所等訪問支援という事業にはあるかなと思うので、そこをどの様に支援していくかというのは今後も課題ではあるかなと思います。

(井坂委員)

そもそもその集団がその子に合っているのかっていうところからスタートですよね。

(松本医療係長)

そうですね。

(吉田委員)

一部のお子さんについては、事前に特性が分からず、集団生活に適応できると考えて学校に進む場合もあります。しかし、小学校や中学校では問題なく過ごせたものの、高校で困難を抱えるケースも少なくありません。

新谷先生に「高校でも支援が必要なケースはありますか」と伺ったところ、「支援員さんの専門的な知見が学校の専門性よりも優れている場合がある」という話をいただきました。このように、支援のあり方や専門性が問われる場面もあるのだと感じます。

それに加えて、支援施設や支援員の専門性が見えにくいという点も課題だと思います。例えば、「この施設は他害児への対応が得意」「この施設は医療的ケアが強み」など、支援内容や実績が見える化されていれば、利用者や学校に

とっても選びやすく、安心感を持てるのではないのでしょうか。また、過去の支援実績やその効果を発表するような機会があれば、支援の意義や成果をより多くの方に共有できるのではないかと思います。

さらに、現在では学校から放課後デイに直接問い合わせがあるケースもあります。例えば、「この子は他害行為をしませんか？」と聞かれることがあります。こうしたやり取りからも、学校や保護者が支援の選択肢や効果について情報不足で悩んでいる様子が見て取れます。

そのため、放課後支援事業だけで本当に支援が完結しているのか、あるいは他の支援との連携が必要なのかを明確にする必要があると感じています。支援の在り方について、もっと体系的な情報共有が行われると良いのではないのでしょうか。

(飯島部会長)

ありがとうございます。今までの話を聞いて、根本委員いかがですか。

(根本委員)

当事者である親の立場から申し上げますと、まずは保育所等訪問支援事業自体が、親や申請者が「必要だ」と判断してお願いするものです。そのため、事業所から「断られる」という状況が発生すること自体がとても疑問です。さらに、それを「断られたから仕方ない」と済ませてしまうのも理解しがたいと感じています。なぜもっと食い下がらないのか、と考えてしまうことがあります。

保護者が支援を求め、相談支援員を通じて事業所に依頼をしている場合、その事業所が関係機関、例えば保育所や学校などにコンタクトを取るはずですが、にもかかわらず、なぜ保育所や学校側が支援を拒否できる権利があるのか、不思議に思います。こうしたやり取りは、制度の趣旨そのものに反しているように感じます。

また、保育所等訪問支援に関わらないケース会議や連携については、善意や協力が前提となることが多いと思います。ただ、最も大切なのは、その子ども

がどのように支援を受けるべきか、そしてその子にとって最適な支援が何かを真剣に考える姿勢だと思います。関係者がその視点を持つことで、支援のためのつながりが生まれ、より良い支援が実現するのではないのでしょうか。

最後に、1点質問があります。「市営」と「民営」と記載されているものについてですが、運営母体が異なることは理解しますが、それによって役割や受け入れ対象が異なるといった違いはあるのでしょうか？

(松本医療係長)

市営と民営の違いについてですが、特に違いはありません。ただ、事業所によって受け入れる対象のお子さんや条件に違いがある場合があります。例えば、「未就学児のみを対象にしている」「就学児のみを対象にしている」といった違いや、「児童発達支援事業を利用している人や放課後デイサービスを利用している人でないと受け入れない」といった条件を設けている事業所もあります。

「児童発達支援や放課後デイサービスを利用していなくても、訪問支援だけを利用できる」という事業所もあります。事業所によっていろいろな状態です。

(根本委員)

ありがとうございます。ちなみに、市が直営で運営していることによるメリットやアピールポイントといった点は何かあるのでしょうか。市内では、とよさとでのみ実施しているということですが、その点について教えていただけますか。

(松本医療係長)

保育所等訪問支援の事業所自体が少ないという現状があり、市でも立ち上げましたが、アピールポイントは特にないです。

(飯島部会長)

大塚委員はいかがですか。アピールポイントという意味で福祉支援センターくきざきのご所属ですけど、今まで福祉支援センター、他のところとかでも関

わりはないですか。

(大塚委員)

関わりはありませんでした。福祉支援センターさくらからくきざきに異動しましたので。

(飯島部会長)

保育所等訪問支援やってないですね。

とよさとでは、保育所に入っているはいいますか。どうですか。

(松本医療係長)

そうですね、市直営の特性として、つくば市の福祉支援センターでは児童発達支援事業も行っておりますが、つくば市の福祉支援センターの児童発達支援事業を利用しているお子さんは、「とよさと」の保育所等訪問支援事業を利用できない形にさせていただいています。

できれば、この児童発達支援事業から移行して、「アウトリーチ」という形で大きな集団をめざして行こうねというお子さんたちを保育所等訪問支援で受け入れていけたらという思いがあったので、併用という形にはしていません。

民間事業所さんは、逆に、児童発達支援事業を利用している、放課後デイサービスを使っている子に入っていきますよという形にしているところが多いです。

(根本委員)

よろしいでしょうか。

1点確認させていただきたいのですが、さくら福祉支援センターで行われている保育所等訪問支援についてですが、この制度は障害福祉の制度とは別のものなののでしょうか。同じ名称を使用しているように見えますが、内容は異なるものなののでしょうか？

(松本医療係長)

同じ名称ではなく、あくまでも児童発達支援事業の中で先生たちが「連携訪

問」という形で実施しています。

この連携訪問では、児童発達支援事業を利用しているお子さんたちの様子を、保育所や園の先生たちと共有するために行っています。

(根本委員)

その点について、家族にとって非常にわかりづらい部分があると感じています。連携事業として行われているのか、それとも保育所等訪問支援として実施されており、正式に受給者証を取得しなければならない制度なのか、という点が明確でない場合があります。こうした曖昧さが、家族に混乱を与える要因になっているのではないかと思います。

(井坂委員)

申し訳ありません。先ほど「入る前が大事」とお話ししましたが、私が対象としているのは医療的ケア児に限定されています。申し訳ありません、この点を訂正させてください。

医療的ケアが必要なお子さんに限定しているため、入所前から丁寧な準備を行うことが可能です。そのため、全体で80何人いらっしゃる中で、すべてのお子さんについて入所前から対応するというわけではありません。この点について、取手市も同様の状況です。

(松本医療係長)

「80何人」というのは、障害福祉課が支給決定している受給者証に基づく活動実績の数字です。この人数は、市直営の事業所が対応している利用者数ではありません。

(井坂委員)

申し訳ありません。私は医療的ケア児を対象とした支援に関わっています。医療的ケア児には、軽度の方から重度の方まで幅広くいらっしゃいます。そのため、私の場合は、そもそもそのお子さんに集団生活が適しているかどうかを慎重に考えることが重要になってきます。特に、重度の方や〇Aの方も多いい

らっしゃるため、一人ひとりに合わせた支援が求められます。

また、先ほど保育園との連携についてお話しした際に、「サービス」として捉える形で話しましたが、確かに医療連携体制加算のような仕組みも導入されていますよね。保護者や保育園から要請があれば、積極的に足を運び、連携を図ることが重要だと考えています。

(新谷委員)

時間が限られているため、簡単にお伝えします。このシステム自体は非常に素晴らしいものだと思いますし、これからさらに活用され、連携を含めて発展していくことを大いに期待しています。その点については大賛成です。

ただし、今後課題となると思われる点をいくつか挙げさせていただきます。例えば、先ほど話題に挙がった「断る」という件についてですが、要綱を確認すると「必ず受け入れなければならない」とは明記されていません。私たちの学校に依頼が入る際、出発点が事業所からの依頼ではなく、保護者から直接の場合もあります。もしそれが正しい手続きでないとしたら、私たちの指導体制に問題がある可能性があります。そのため、依頼の出発点については必ず確認するようにしています。

また、この事業の特徴として、「通常の集団の中に障害のある子どもがいる場合に、その関わりを支援する」という点が挙げられます。支援学校においてこの事業が実施される場合、その目的や意図について再確認することが重要だと感じています。

さらに、実際に訪問に来られた際の問題点として、訪問後にすぐ帰ってしまうケースが多いという現状があります。そのため、記録を残し、先生方に助言をお願いするようにしたところ、逆に訪問が途絶えてしまったという事例もあります。これは本校での事業の一部の現状ですが、改善の余地があると感じています。

もう1点、通常の保育園や幼稚園、小学校に訪問に来られた際も、助言が専

門的な内容に終始してしまい、具体的な支援方法やクラス運営に関するアドバイスが不足していることがあります。例えば、「この子の特性はこうです」といった説明に終わり、周囲の子どもたちとの関わり方やクラス運営についての具体的な助言が得られないこともあります。その結果、現場の先生方が「何を言われているのかわからない」と感じることもあるようです。このような課題を整理し、事業の中身を整備することで、断られるケースや2回目の訪問が行われないといった問題が少しずつ改善されるのではないかと考えています。

以上、私が感じている点をお伝えしましたが、うまく伝わりましたでしょうか。

(飯田室長)

先ほどの先生のお話と、根本さんのお話に少し補足させていただきます。特に事業が始まった初期の頃の話ですが、事業の趣旨が十分に理解されていない状況があったように感じます。例えば、事業所側が「この支援をつけましょう」と提案し、親御さんがそのまま申請するケースがありました。しかし、親御さん自身が事業の内容を十分に理解していない場合も多く、結果として学校側としっかり連携が取れない状況があったのではないかと思います。

また、親御さんにとって現在利用している放課後デイサービスが使えなくなることは大変なことです。そのため、支援の内容や趣旨を十分に理解しないまま受給者証を取得してしまうといったケースも考えられます。その結果、学校に対して適切に説明ができず、特別支援学校のような教育の専門機関であっても、納得のいく対応ができなかったことがあったのではないかと想定しています。

本来、事業所が適切に機能していれば、例えば「私たちはこういった指導方針で進めています。学校側ではこういった課題があると親御さんから伺っていますので、その改善のために一緒に支援をさせていただきたい」というような具体的な提案が行われるべきです。そのような形での連携であれば、学校側が

「断る」という事態はまず起こらないと思います。

当初は事業所側の経験不足や体制の未熟さも一因で、こうした課題が発生していたのではないかと反省しています。そのため、私たちも現在、連絡会を開催して各事業所の方々にお集まりいただき、研修を通じて質の向上を図っています。また、松本さんからもお話があったように、学校や幼稚園の先生方に対しても、この事業の内容や目的を説明する機会を設けています。

ただし、現状ではまだ課題が多いと認識しています。本日いただいたご意見は非常に参考になりました。これを踏まえて引き続き改善に努めていきたいと思っています。

(篠崎委員)

最初にいろいろとお話を振らせていただいた際に、非常に活発な議論が行われたことを嬉しく思います。私自身、相談支援事業所の立場からこれまでの経験を振り返ると、教育と福祉の連携には非常に難しさを感じています。

福祉側の立場として言えば、私たちは福祉のプロとして対象となる児童やその家族にしっかりと向き合うことが求められます。しかし、福祉の現場でも教育に近い課題に踏み込む必要が出てくる場合があります、その際、相談員が「お前は先生ではない」と指摘されることもあります。こうした状況を改善するには、福祉の現場でも研修などを通じてスキルアップを図り、双方の理解を深めていくことが必要だと感じています。

保育所等訪問支援事業についても、まだ始まったばかりのサービスであり、多くの課題が残されていると考えています。特に「連携」という言葉は頻繁に使われますが、実際に「誰が」「何を」「誰と」連携するのが明確でないことが問題です。連携を具体化しない限り、相互理解を深めることは難しいでしょう。

今後の課題としては、連携の際に役割を明確化し、それを「見える化」することが重要だと考えています。例えば、相談員であれば、「私はこの子のこの

課題に対して、このようなアプローチを行います」と具体的に示すことが必要です。そのようにして、教育側にも福祉側の役割や取り組みをきちんと伝えていくことで、受け入れられる体制をつくることができると考えています。

したがって、連携をより具体的かつ明確にすることが、今後の改善において重要なポイントになると思います。

(飯島部会長)

その他いかがですか。全体を通してのご意見でもよろしいんですが。

(井坂委員)

何度も申し訳ありません。私も同じように感じています。親御さんたちへの啓発や支援も非常に重要だと考えています。例えば、母の会などと連携して、親御さんたちが支援について正しく理解し、自分たちの役割を考える機会を作ることが必要だと思います。

親御さんの中には、「うちの子はこうだから」という理由で、常に個別に特化した支援を求める方もいらっしゃいます。その気持ちは非常によく理解できますし、当然のことだと思います。しかし、通常の学校や保育園に通わせるということは、「集団のルールの中で社会を学ばせたい」という目的が含まれているはずです。この点について、親御さんたちにも改めて考えていただけるような取り組みが必要ではないでしょうか。

また、インクルーシブ教育や合理的配慮についても、社会的に多くの議論が行われていますが、「どこまでがインクルーシブなのか」「どこまでが合理的配慮に該当するのか」といった線引きについては、支援者側だけでなく親御さん側にも理解を深めていただく必要があると感じています。そのため、親御さんと支援者の双方が同じ方向を向いて協力できるよう、具体的なアプローチを検討する必要があると考えています。

こうした課題に対して何か解決策を見つけられないかと思いながら、今後の取り組みに期待しています。

(飯島部会長)

何か困っている人や関係者がいて、その困った事案が明確であれば、連携は取れるのではないかと考えています。ただ、先ほどの話の中で触れられたように、例えば保育園側が特に困っていないのに事業所側が「行きます」と言っても、連携は成立しないのではないのでしょうか。そのため、相談員という中立的な立場が必要にならざるを得ないのだと思います。

保育所等訪問支援事業が始まった背景についてですが、確か平成 24 年に事業がスタートした際には、「困っている」という声があり、それに対応するために事業所が連携という手段を用いて支援を行う仕組みを整えたものと記憶しています。この仕組みを推進するために、きちんと財源を確保し、制度化されたのではないのでしょうか。

また、令和 6 年からつくば市では、相談支援事業所を必須とし、中立的な立場から「どこでどんな問題が実際に起こっているのか」をきちんと共有し、それを踏まえて支援を進めるという方針を導入する予定だと理解しています。この点について、私の認識は合っていますでしょうか？

(飯田室長)

意図的には、やはりそのような側面もあると思います。今後についてですが、現在、保育所等訪問支援の事業所連絡会や相談支援の連絡会が既に存在しています。これらの場を活用し、相互に理解を深めていくための取り組みを検討中です。

具体的には、これらの連絡会を通じて、事業所と相談支援の双方が連携を強化し、お互いの立場や役割についてより深い理解を得られるような場を作っていきたいと考えています。まだ検討段階ではありますが、そういった取り組みを予定しております。

こうした場を通じて、相互理解をさらに深めていければ非常にありがたいと感じています。

(飯島部会長)

本日は、うまくまとめることができず申し訳ありません。今回の議題を通じて、この事業が開始から 10 年を経過し、現在どのように活用されているのかという現状を共有することができました。私個人としては、件数が少ないという印象も受けましたが、必ずしも数が多ければ良いというものではなく、適正に利用されていることが重要だと感じています。この事業は、適切に活用されることで非常に有効な手段となると改めて実感しました。

また、本日は松本さんから概要や現状についてのお話もいただきました。この情報が、皆様の中で再度ご活用いただいたり、共有するきっかけとなれば幸いです。

今後についてですが、既に存在している連絡協議会同士の相互連携をさらに深めることで、この事業のより効果的な運用が期待できるのではないかと思います。この協議会としても、その取り組みに大いに期待しているところです。

その他、特にご質問や追加のご意見がなければ、本議題はここで終了とさせていただきます。

(飯田室長)

飯島部会長、ありがとうございました。何その他ということで何かありますか。

(根本委員)

すでに告知されているところもあってご存じの方々も多いかと思うんですけども、9 月の 20 日にちょっとかけはしネットも共催という形でイベントをすることになりましたので、よろしければチラシを配りさせていただけたらと思います。

(飯田室長)

その他にご質問やご意見はございますか。
特にないようでしたら、以上をもちまして本日の会議はすべて終了となります。

お疲れ様でした。

最後にご案内ですが、駐車券の処理がまだお済みでない方がいらっしゃいましたら、無料化の手続きを行いますので、事務局までお申し出ください。

本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

—閉会—

令和7年度つくば市障害者自立支援協議会
第1回 こども部会（専門部会1） 次第

日 時 令和7年9月4日(木)

13時30分～15時

場 所 つくば市役所 会議室 202

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 協議事項

(1) 保育所等訪問支援事業について～現状と市の取組み～

障害福祉課福祉連携係 松本 和香医療係長

(2) 意見交換

4 その他

5 閉 会

「保育所等訪問支援事業」とは



令和7年9月4日(木)
自立支援協議会(こども部会)

つくば市 福祉部 障害福祉課
029-883-1111(内線2263)

障害児通所支援の基本的な考え方

(障害児通所支援に関する検討会報告書【令和5年3月】より)

障害児通所支援に関する検討会報告書 ～概要①～

【令和5年3月】

障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る

こどもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。
- こどもや保護者が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能

① 幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児通所支援事業所に対する
スーパーバイス・コンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

④ 地域の発達支援に関する入口
としての相談機能

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、中核拠点型として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、保育士・児童指導員を手厚く配置する等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域（※）等、全ての視点を含めた総合的な支援が提供されることを基本とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援が考えられる。その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。

（※）「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

障害児支援の体系⑤～保育所等訪問支援～

○ 事業の概要

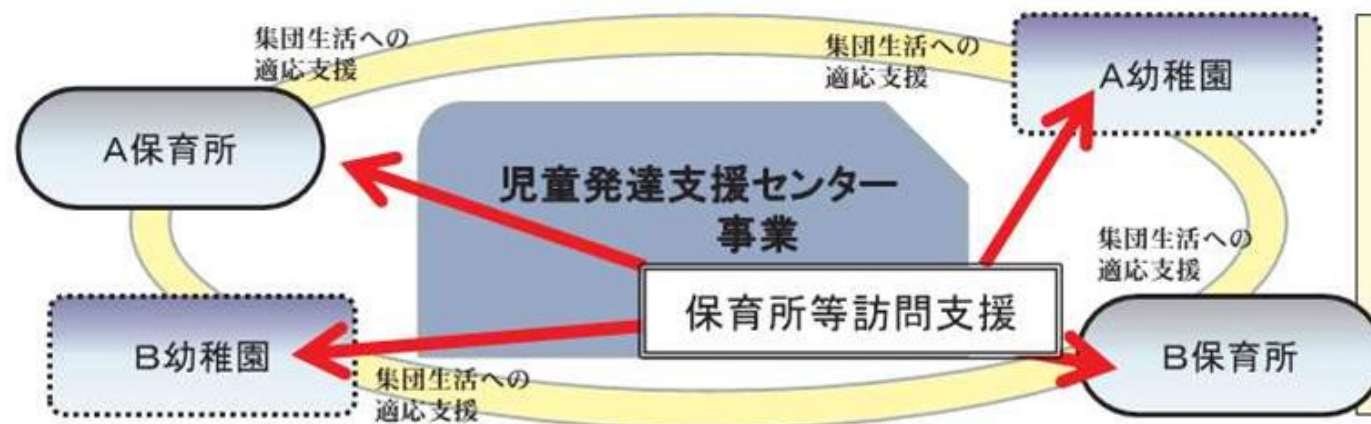
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- * 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- * 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援について

●「児童福祉法」に基づく障害支援サービス

- 平成24年に創設されたサービス
- 「児童発達支援事業」や「放課後デイサービス事業」と同じ「障害児通所支援」の一類型
- 子どもが普段通所している場所での集団適応を支援するサービス

●保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブなど、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものである。

【「保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)」より】

保育所等訪問支援の対象について

1. 利用者・利用料

○申請者：保護者

○対象児：保育所や学校等の施設に通所している子どもで集団での生活の適応に専門的な支援が必要な子ども（障害サービス受給者証の給付を受けた子）

○利用料：自己負担あり（所得や児の年齢により自己負担上限額が変わる）

2. 訪問支援を実施する人

○訪問支援員（障害児支援に関する相当の知識と経験を有するもの）

3. 訪問頻度

○2週に1回程度。児の状況や時期によって頻度は変化。

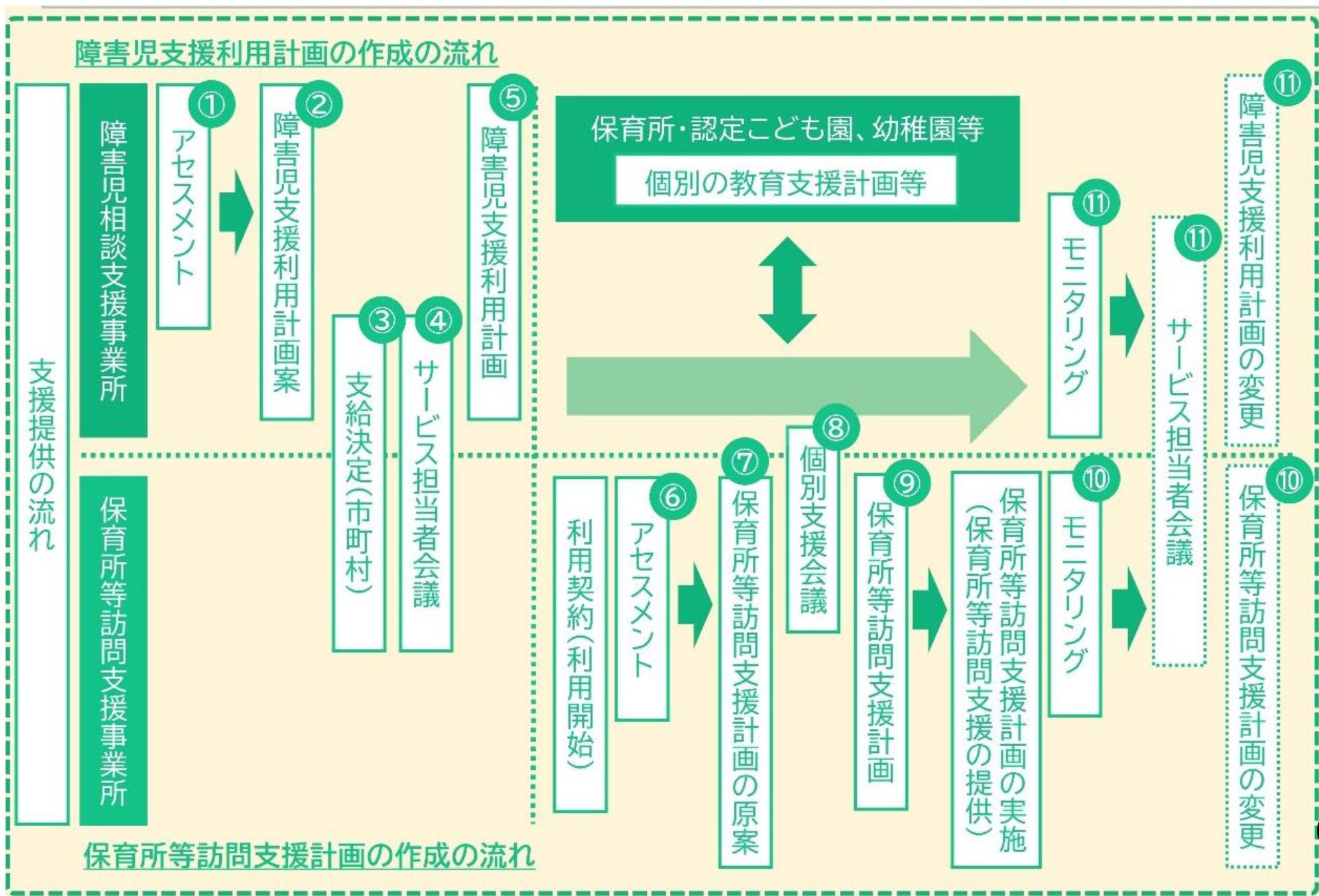
4. 支援内容

○子ども本人への支援（直接支援）

○訪問先施設スタッフへの支援（間接支援）

○家族への支援（保護者報告も含めて）

【保育所等訪問支援提供の流れ】(ガイドライン概要版より)



利用の前提条件（つくば市）

●障害児相談支援事業所を利用している方

→【令和6年度～】

「保育所等訪問支援事業」を利用する場合は、
相談支援事業所が入っていることが必須

●サービス受給者証を給付された方

市内の事業所について (保育所等訪問支援事業所)

※「つくば市障害児通所支援事業所ガイドブック」参照

保育所等訪問支援事業所 市内一覧		(令和7年5月28日現在)	
	施設名	法人名	備考
1	つくば市福祉支援センターとよさと	つくば市	市直営
2	LITALICOジュニアつくば教室	株式会社LITALICOパートナーズ	民営
3	LITALICOジュニアつくば桜教室	株式会社LITALICOパートナーズ	
4	こどもサークル花室	株式会社サシノベルテ	
5	ジョイきっず	みらいサポート株式会社	
6	こどもサークルつくば台町	株式会社サシノベルテ	
7	こどもサークルつくばつなぐ園	株式会社サシノベルテ	
8	HANAFUKU	社会福祉法人花畑福祉会	
9	もものき	株式会社ナーシングホームさくら	
10	STUDY ROOM つくばナーサリーライム	プルメリア訪問介護(株)	

市事業所の紹介

「つくば市保育所等訪問支援事業所」について

- 福祉支援センターとよさと内（令和3年4月開設）
- 訪問支援員：保育士、作業療法士、言語聴覚士、心理職などの専門職
- 利用できる人：市内在住の児
- 訪問期間：月2回程度（6か月間）
- 利用料：保護者が負担（3歳以上はつくば市の無償化対象）

保育所等訪問支援とは

児童福祉法に基づいたサービスです
（保護者による申請と利用料の負担があります）

お子さまが楽しく集団生活を送れるように、訪問支援員が
保育所・幼稚園等を訪問し、支援や助言を行います。

保育所や幼稚園で、どんな風にすごしているんだろう？
お子さまの様子に気になることはありませんか？
お気軽にぜひご相談ください。

アクセス

つくば市保育所等訪問支援事業所

〒300-2647 つくば市手子生2335

（福祉支援センターとよさと内）

TEL: 029-848-0070 / FAX: 029-848-0071



保育所や幼稚園でのお子さまの様子、気になりませんか？

保育所等訪問支援



つくば市
保育所等訪問支援事業所

保育所等訪問支援では

こんな相談をお受けしています！

- ✓ 落ち着きがない
- ✓ コミュニケーションがとりにくい
- ✓ お友達とうまく遊べない
- ✓ 活動に集中できない
- ✓ こだわりがあり、時間がかかる
- ✓ 言葉の遅れがあり、うまくつたわらないなど



利用の流れ



利用できる人

つくば市に在りて、保育所や幼稚園等に通い、集団生活に課題や困り感があるお子さま。（「福祉サービス受給者証」が必要です。）

支援方法

訪問支援員（保育士・作業療法士・心理士などの専門職）が、保育所や幼稚園等を訪問し、集団活動を見る、その場で関わる、担当の先生に関わり方を提案するなど、お子さまの集団適応のための支援を行います。

訪問先

お子さまが通っている保育所・幼稚園、認定こども園・小学校など。

訪問期間

6か月間を目安に、月2回程度。

利用料

1回あたり、おおよそ2,000円程度。
所得やお子さまの年齢などに応じて自己負担の上限月額が変わります。

わからないこと、
詳細はお気軽に
お問合せください

訪問先で行っていること

個別支援計画に沿って、お子さんが課題を抱えている場면을支援します。

例) ●お友達とうまく遊べない

→自由遊び場面での関わり

お友達との関係づくりを支援（直接支援）

園での関わり方を提案（間接支援）

●集団行動の流れに乗れない

→集団活動場面での関わり

行動遂行できるための支援（直接支援）

園での促し方を提案（間接支援）

訪問先と必要なやりとり (障害児相談支援事業所)

役割: ●お子さんが必要とする支援の利用計画をつくる
●計画した支援の進行状況を確認し、利用計画の見直しなどを行う。

○事前訪問(こどもの様子の聞き取り、サービス等
利用計画(障害児利用計画)の説明)

○モニタリング(定期的)

○必要に応じて訪問(頻度の変動あり)

訪問先と必要なやりとり (保育所等訪問支援事業所)

役割: ● 支援の利用先の一つ

● 相談支援事業所が計画した支援に沿って、個別の支援計画を作成し実施する

【支援前】

- 事前の事業説明、お子さんの様子の聞き取り
- 個別支援計画の説明、訪問支援の入り方の相談

【支援開始】

- 日程調整の御連絡(都度)
- 支援後の振り返り(都度)

【支援後】

- 個別支援計画の振り返り説明

市障害福祉課で
実施していること

市障害福祉課で実施していること

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会の開催(R5～)

●開催頻度:年1～2回。

●参加対象:市内保育所等訪問支援事業所。

(2) 関係機関への事業説明

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会について

【立上げの目的】

対象児および保護者に対して、適切な情報提供と質の高い支援を行うため、市内保育所等訪問支援事業所が情報共有や課題の協議、そして訪問支援員の資質の向上を図る研修等を通して連携し、インクルージョンの推進に向けた地域の体制を構築すること。

【取り組み】

- (1) 保育所等訪問支援に関する情報共有・情報交換
- (2) 訪問支援員の支援技術向上及び職業倫理・法令に関する研修
- (3) 市におけるネットワークづくりと地域課題解決に向けての協議
- (4) 地域へのインクルージョンに向けての活動
- (5) その他、目的に適合する事業・活動

保育所等訪問支援事業所連絡会実施内容

年度	回	内 容	参加事業所数	市内事業所数 (開催時点)
R5年度	第1回 (9月)	①研修「保育所等訪問支援を進める上での基本的な考え方」(講師:障害福祉課 飯田強氏) ②事業所紹介/情報交換会	5事業所	6事業所
R6年度	第1回 (9月)	①研修「訪問支援の在り方～訪問先との関係づくりについて～」 (講師:日本相談支援専門員協会 福岡寿氏) ②情報交換会	7事業所	7事業所
	第2回 (2月)	①事例検討会:事例紹介とグループワーク ②情報交換会	8事業所	10事業所

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会について

【連絡会参加事業所から聞かれたこと(R6年度)】

《支援の導入に関すること》

- ・支援のしにくさとしては、園の受け入れ体制。話を聞き入れてもらえない園や支援の受け入れが拒否の園もある。
- ・園によって受け入れの差がある。
- ・学校へ支援に入ることについて、断られることがある。
- ・もっと周知され、支援が進むとよい。
- ・相談支援事業所の利用が必須になり、事業所を探すのが難しい。
- ・相談支援事業所の空きがなく、保育所等訪問支援に行けないケースがある。

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会について

【連絡会参加事業所から聞かれたこと】

《支援に関すること》

- ・訪問先職員への伝え方が難しい。
- ・訪問支援の終了の仕方について、悩むことがある。保護者は納得していても、訪問先から来て欲しいと言われる。

《その他》

- ・学びの機会が欲しい。事例検討は続けて欲しい。
- ・他事業所との情報共有・連携をしたい。

(2) 各関係機関への事業説明について

1) 公立保育所長会での事業説明(R4～)

- ・公立保育所(市内19か所)。

2) 公立幼稚園長会での事業説明(R4～)

- ・公立幼稚園(市内15園)。

3) 校長会での事業説明(R6～)

- ・市内小・中学校、義務教育学校(全50校)。